港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定方針

１　一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的･総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

２　計画改定の背景

区は令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」（以下「現行計画」という。）に基づき、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会※・脱炭素社会形成への取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画の見直し等が行われ、また、港区では現行計画策定時の想定を上回る人口の増加が見られるなど、計画を取り巻く状況は大きく変化しています。

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 25（2013）年６月）」によれば、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は現行計画の中間年度にあたることから、現状を踏まえた改定を行うこととします。

(1) 区の人口動向

港区では当面の間、人口増加が続くと予測されており、令和 16（2034）年には 30 万人を超える想定となっています（港区人口推計（令和８年３月））。このような人口増加や都市活動の活発化に伴い、家庭や事業所から排出される廃棄物量の増加や、多様化する排出ニーズへの対応が求められることが想定されます。

(2) 資源循環※型社会の実現に向けた動き

国においては、循環型社会形成推進基本計画の見直しにより、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を国家戦略に位置付け、資源効率性※や循環利用率※の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野※にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

(3) 食品ロス※の削減に向けた取組

令和７年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、事業系食品ロスに関して削減目標が引き上げられたほか、地方

公共団体での食品ロス削減の取組の横展開や未利用食品※の寄附の支援等、新たな施策が盛り込まれました。

また、区が実施した「令和７年度ごみ排出実態調査※」においては、可燃ごみ中に未だ未利用食品などが含まれていることから、引き続き、家庭や店舗における食品ロス対策を実施していくことが求められています。

(4) 自然災害への対応

近年発生した自然災害では、大量の災害廃棄物※の発生により処理体制が逼迫し、被災地の早期復旧・復興や住民生活の再建に支障を来した事例もみられています。今後、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される中、頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、平時からの体制整備や関係機関との連携強化を進め、災害時における迅速かつ適正な災害廃棄物処理を実現するため、対策の実効性を一層高めていく必要があります。

(5) DX の進化

ごみの削減や資源・ごみ収集の現場における多様かつ複雑な課題に対し、IoT や AI などの先端技術を効果的に活用することで、業務の高度化・効率化を推進し、持続可能で質の高い清掃・リサイクル行政を実現していくことが求められます。

３　計画改定の基本的考え方

令和８年３月に区長から、港区環境基本条例第 20 条第２項第２号の規定に基づき、港区環境審議会に計画改定に係る基本的な方向性について諮問し、８月に答申（「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について）を受けました。区は、審議会の答申に沿って、港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）を改定します。

改定に当たっては、令和８年度中に策定する「MINATO ビジョン」及び「港区環境基本計画」と整合を図るとともに、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」及び関連する各種の戦略・施策、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」及び東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画（第６次）」等との調和を図ります。

４　計画の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

現行計画に掲げる基本理念「環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会･低炭素（⇒脱炭素に変更）社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」は普遍的な理念であり、現行計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効であることから、変更せずに港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）に引き継ぎます。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、区民、事業者、区それぞれの責任と役割に対応した基本方針を定めます。

・基本方針１「区民の参画と協働による３Ｒ※を推進します」

……区は、区民がごみを出さないライフスタイル（リデュース・リユース）を実践し、発生したごみはルールに基づき適正に排出して、リサイクルにつなげていく状況を創出します。

・基本方針２「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

……区は、事業者の排出者責任※に基づくごみの適正処理を徹底するとともに、分別やリサイクルが容易な製品の開発など、生産者責任に基づく主体的なごみの減量・資源化を促進します。

・基本方針３「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

……区は、平時からごみや資源を安定的・効率的に収集・処理するとともに、災害発生時や感染症拡大時においても、清掃事業を継続し、区民の清潔で快適な生活環境を保全します。

５　重点課題へのこれまでの取組の成果と今後の方向性

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）では、廃棄物処理法第６条第２項に定める必要事項（ごみの発生量及び処理量の見込み、分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分など）のほか、以下の８項目の重点課題を設定しました。計画後期においても、これらの重点課題に対する取組を一層強化していくこととします。

重点課題①　事業系ごみ※の発生抑制
重点課題②　プラスチックの使用抑制と資源循環
重点課題③　食品ロスの削減
重点課題④　資源回収の拡大
重点課題⑤　持続可能な集団回収※制度の構築
重点課題⑥　安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
重点課題⑦　災害等への対応力の向上
重点課題⑧　効果的な普及啓発と環境学習の充実

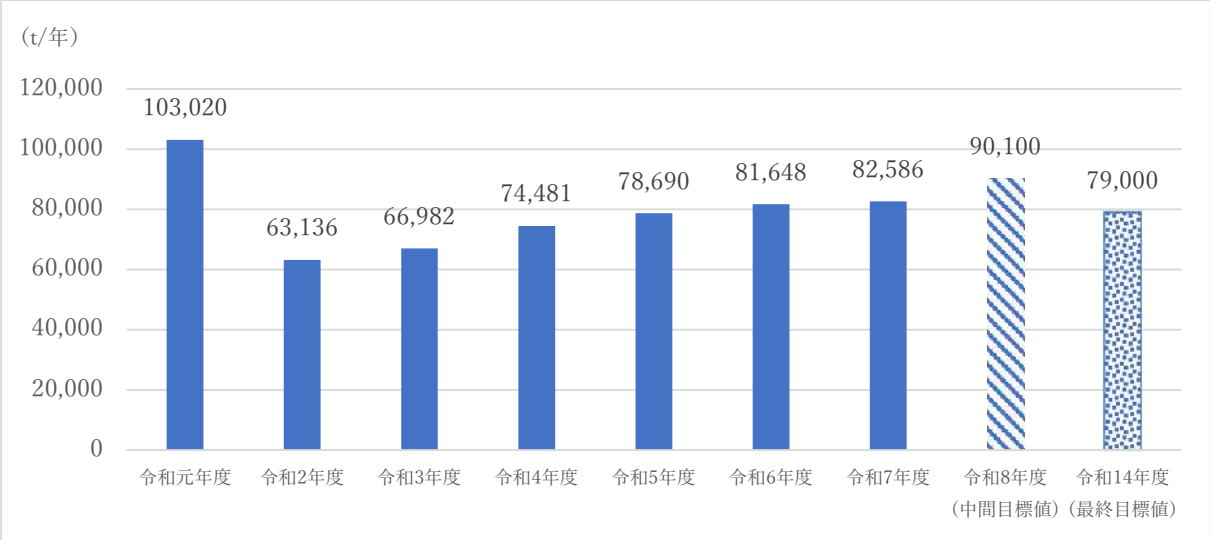
(1) これまでの取組と成果

① 事業系ごみの発生抑制

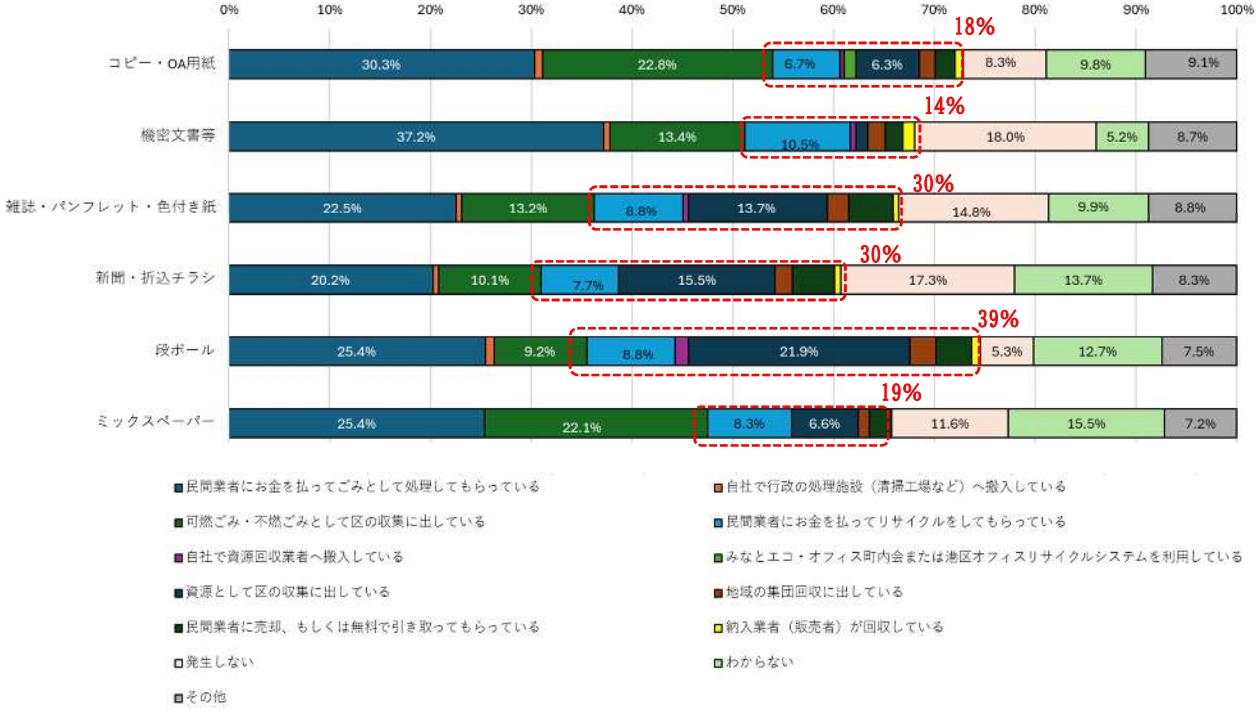
港区内で発生するごみは、その地域特性から半分以上は事業系ごみであり、事業者の自己処理責任※のもと、発生抑制と適正処理の徹底が重要です。清掃工場に搬入される事業系ごみである持込ごみ※の量は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度の数値から減少していますが、事業活動の再開や活性化

によって再び増加傾向にあり、事業者への更なる啓発や指導が必要です。また、「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、事業者から排出される可燃ごみの７割以上が「紙類」であり、事業系古紙の資源化を一層促進していく必要があります。

【持込ごみ実績と前期目標値（削減目標）】



【事業者の紙類の処理状況（令和７年度基礎調査）】



※点線内の数値は資源化が想定されている数値です。

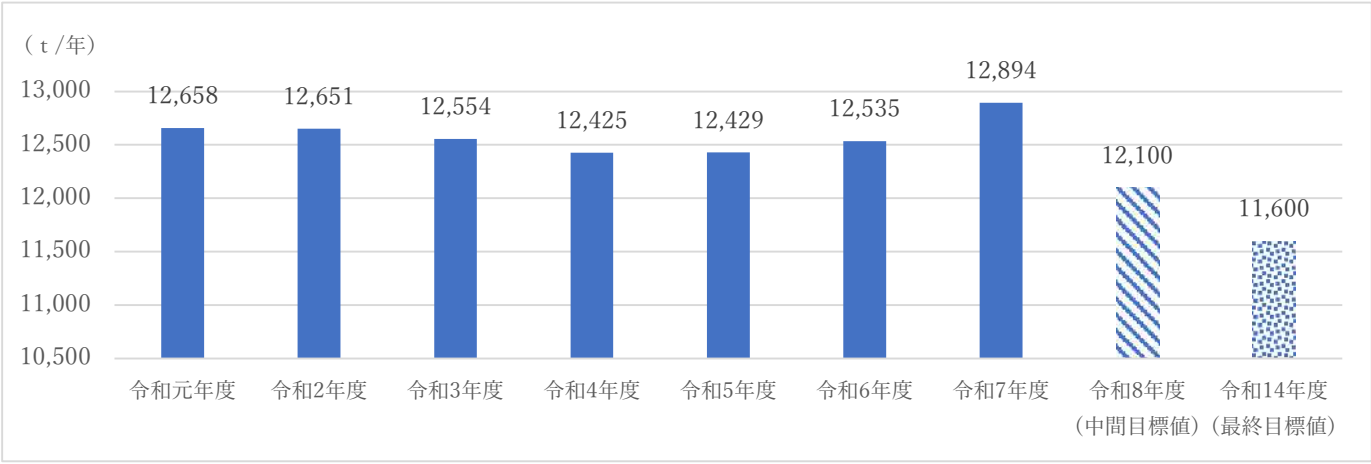
② プラスチックの使用抑制と資源循環

港区は、平成 20（2008）年 10 月から、プラスチック資源循環促進法施行に先

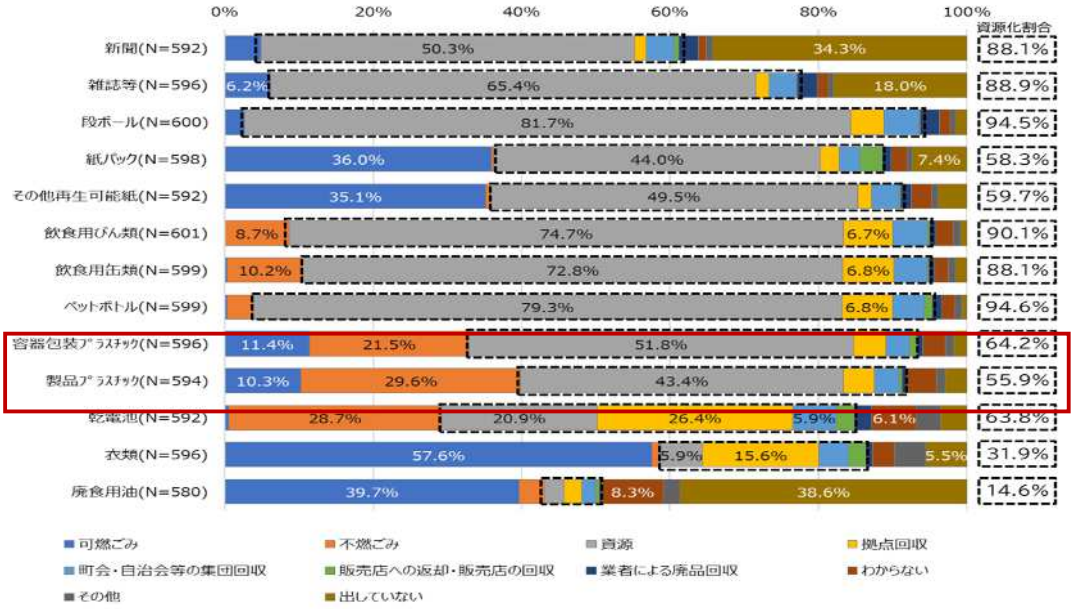
駆けて、容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルしています。基礎調査における区民の排出状況に関する回答では、ペットボトルは９割以上が資源として出されているのに対し、容器包装プラスチック※や製品プラスチック※を資源として出している区民の割合は半数程度であり、プラスチックの分別に向けた更なる周知・啓発が必要です。

一方、レジ袋の有料化などを背景に、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない人の割合が大きく増加したことや、コンビニエンスストア等でプラスチック製のストローやカトラリーをもらわない人の割合が約８割となり、プラスチックの使用を控えるライフスタイルは定着しつつあります。

【プラスチック排出量実績と前期目標値（削減目標）】



【ごみ・資源の発生・分別について（令和７年度基礎調査）】

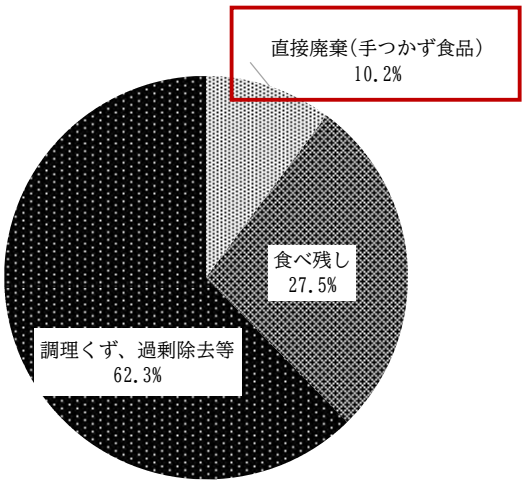


③ 食品ロスの削減

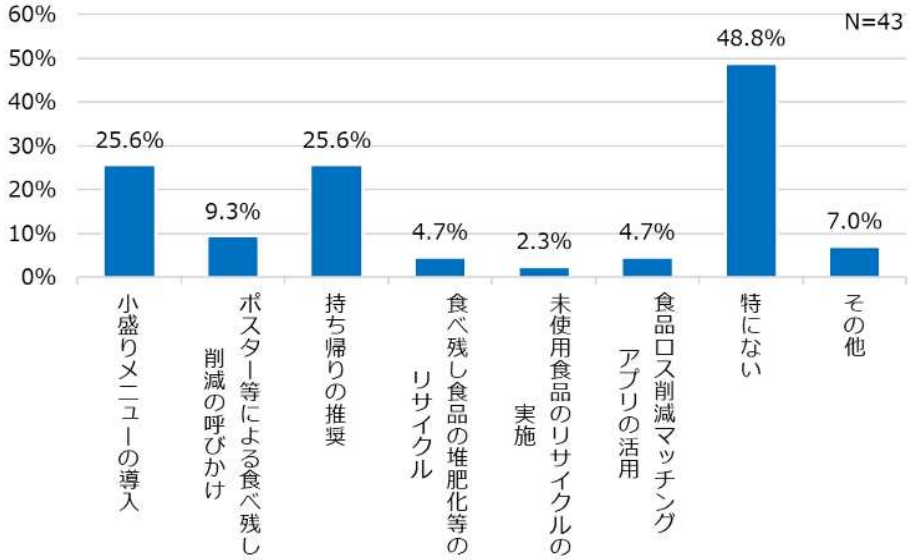
家庭での食品ロス削減に向けて、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出、段ボールコンポスト講座の実施などを通じた啓発に加え、未利用食品を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブ※を実施しています。基礎調査では、未利用食品を廃棄したことがある人の割合は減少しており、食品ロスの削減に向けた意識は向上しているとみられますが、令和７（2025）年度に実施した「港区ごみ排出実態調査」（以下「排出実態調査」という。）では、厨芥類（生ごみ）※の中に約 10％の未利用食品が含まれており、引き続き、家庭での食品ロス削減に向けた取組が必要です。

事業系の食品ロス削減については、食べきり協力店※登録及び表彰などによって、外食における食品ロスを減らす取組を実施していますが、基礎調査では飲食店や宿泊施設で、食品ロスの削減のために行っている取組が「特にない」と回答した割合が約半数となり、事業系の食品ロス削減策の強化が求められます。

【可燃ごみ中の生ごみの分類（令和７年度排出実態調査）】



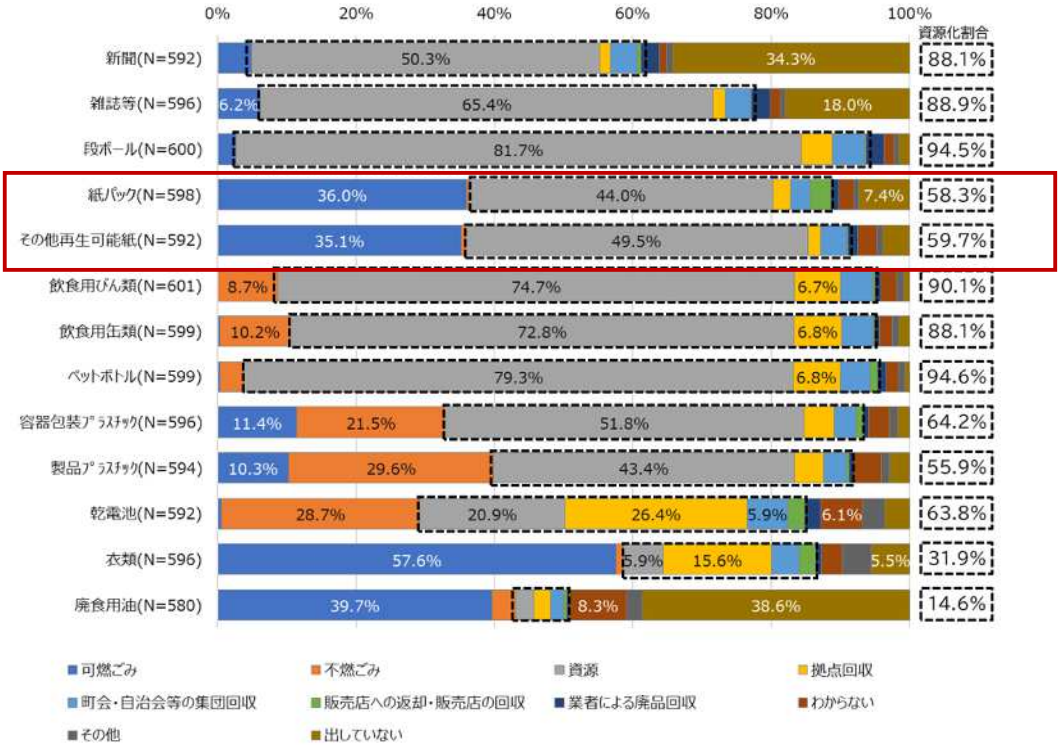
【（飲食店、宿泊施設のみ）食品廃棄物削減のために実施している取組（令和７年度基礎調査）】



④ 資源回収の拡大

区の資源回収は集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収※」、区のイベント等で廃食用油等を回収する「イベント回収※」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収※」により実施しています。資源回収率は２３区でも高い割合である一方、現行計画策定当初からの資源化率※に大きな変化はなく、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」及び「その他再生可能紙」が 35%程度「可燃ごみ」で排出されており、資源化が十分ではありません。排出資源回収の拡大及び分別の徹底に向けた啓発が必要です。

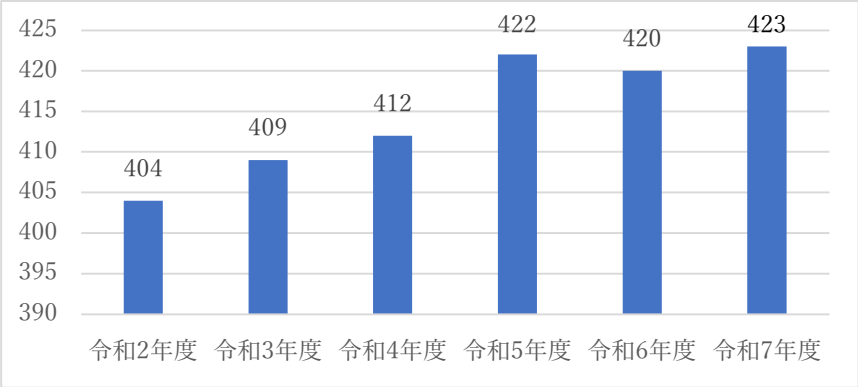
【ごみ・資源の発生・分別について（令和７年度基礎調査)】



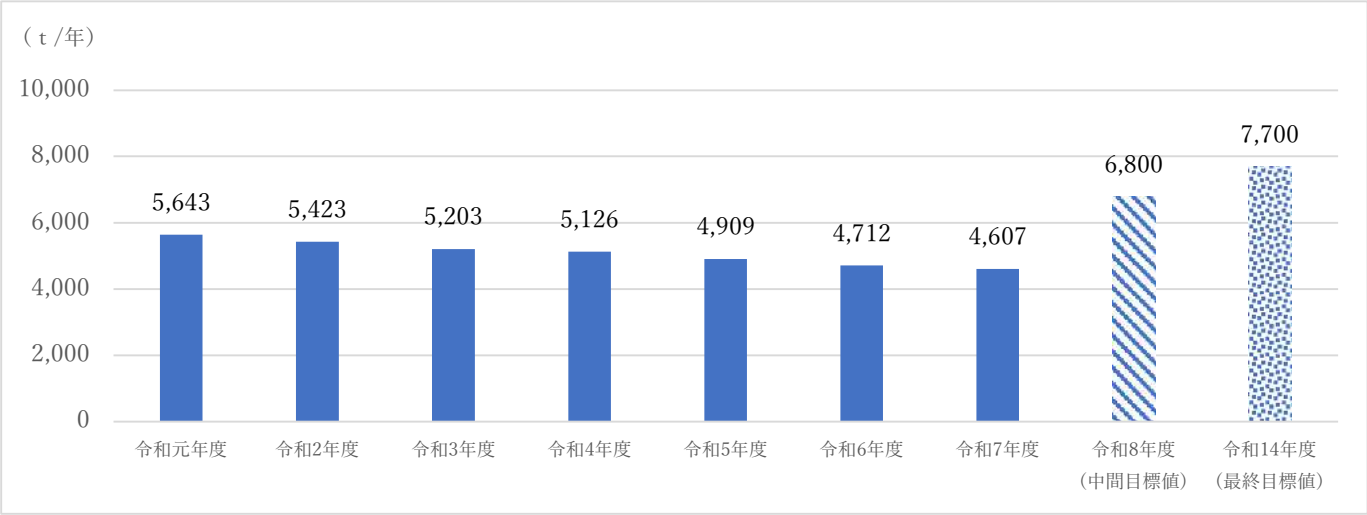
⑤ 持続可能な集団回収制度の構築

自主的に回収日や回収場所、回収品目を決めて、資源を家庭から持ち寄り、個々に契約した回収業者に直接引き渡す集団回収を行う団体（町会・自治会、PTA、マンション管理組合など）に対して、区は、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援を行っています。集団回収を行う団体は増加傾向にあるものの、回収量は減少傾向にあり、引き続き、ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築に向けた取組が必要です。

【集団回収活動団体数】



【集団回収による資源回収量実績と前期目標値】

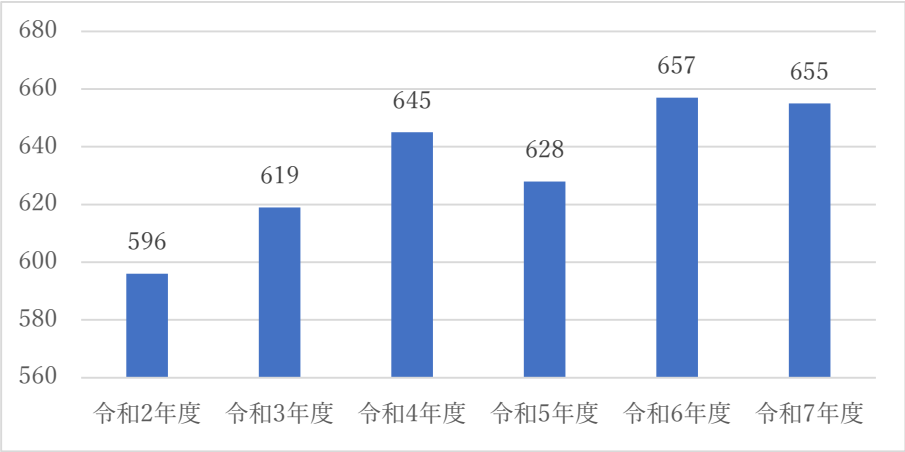


⑥ 安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

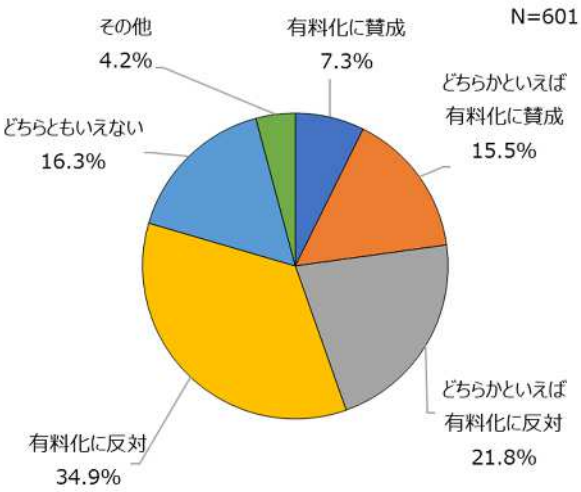
区の資源・ごみ収集は、新橋や六本木など繁華街を対象とした早朝収集、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集、集積所における様々なトラブルの解消や適正な分別を行うためのふれあい指導※など、きめ細かな対応を行ってきました。一方、清掃事業を取り巻く環境は変化しており、区民の高齢化や集積所の戸別化、リチウムイオン電池※などの小型充電式電池による火災の発生など、社会情勢や地域特性を考慮した収集サービスを構築していく必要があります。

また、基礎調査において、家庭ごみ※有料化に対する区民意見は、有料化に「反対」が約 35%、「どちらかといえば有料化に反対」が約 22%となっており、不法投棄の増加などが懸念されています。有料化については、これらの区民の意見や周辺自治体の動向を踏まえた、慎重な検討が必要です。

【戸別（高齢者や障害者、妊産婦等の世帯）訪問収集件数】

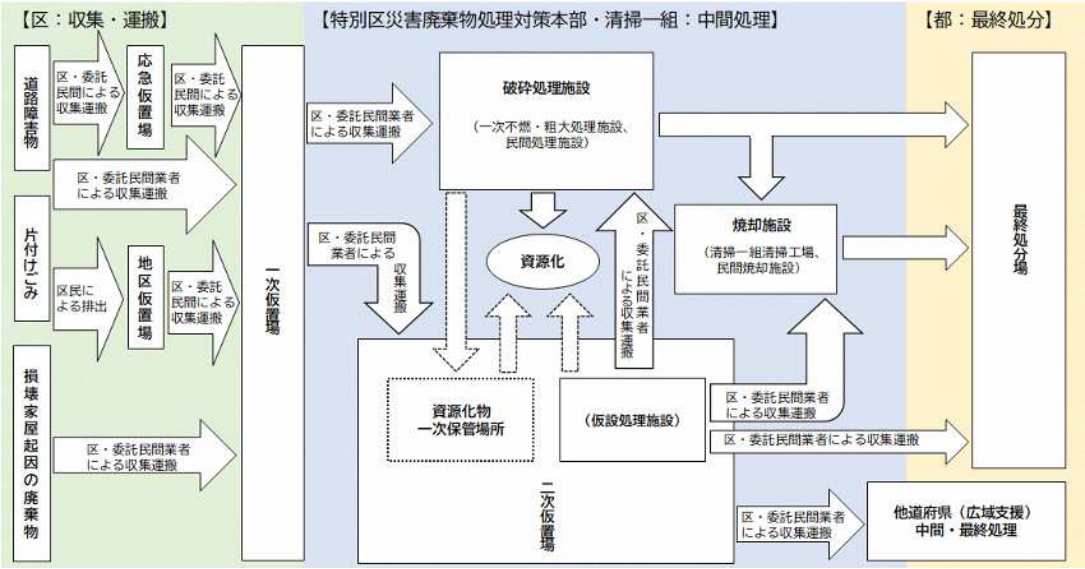


【家庭ごみ有料化に対する区民意見（令和７年度基礎調査）】



⑦ 災害等への対応力の向上

災害発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑・迅速に処理することを目的として、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。同基本方針には、災害廃棄物の仮置場※の設置から、収集・運搬の流れを整理し、関係機関や団体との連携についても規定しています。近年発生した大規模災害においても災害廃棄物処理は大きな課題となっており、そこから得られた教訓等を踏まえて災害対策の実効性を高めていく必要があります。

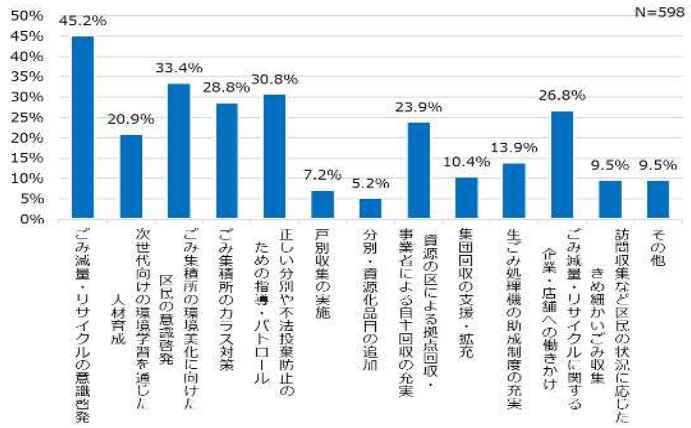


（災害廃棄物処理の流れ（港区災害廃棄物処理基本方針））

⑧ 効果的な普及･啓発と環境学習の充実

基礎調査における区民が区に力を入れてほしいことの回答では「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」（約 45%）が最も多く、「集積所の環境美化に向けた意識啓発」（約 33%）が２番目に多い状況となっており、区に対して意識啓発への期待が高くなっています。一方で、「利用したことがある区の取組」では「利用したことがない、知らない」が約 40%で、区民からの自由意見においても更なる周知・啓発を求める声が多く、周知方法の工夫や参加しやすいイベント開催が必要となっています。

【区に力を入れてほしいこと（令和７年度基礎調査アンケート）】



(2) 今後の取組の方向性

① 事業系ごみの発生抑制

事業者による発生抑制と資源化を一層推進するとともに、データ分析や ICT 等を活用した効果的な啓発・指導により、事業活動と環境負荷低減の両立を図ります。

② プラスチックの使用抑制と資源循環

使い捨てプラスチックの削減を進めるとともに、プラスチック資源循環法や国の循環経済政策を踏まえ、分別回収及び再資源化を推進します。

③ 食品ロスの削減

家庭と事業者の双方における食品ロス対策を強化し、未利用食品の有効活用や食品寄附を促進することで、資源の有効利用とごみ減量を推進します。

④ 資源回収の拡大

区民が利用しやすい回収体制の充実と新たな資源化品目の検討を進め、資源循環のさらなる促進を図ります。

⑤ 持続可能な集団回収制度の構築

地域コミュニティとの連携を維持・強化しながら、社会環境の変化に対応した持続可能な集団回収制度を構築します。

⑥ 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

人口増加や多様化する区民ニーズに対応し、ICT・AI などの先端技術を活用しながら、安全性・効率性・利便性の高い清掃サービスを実現します。

⑦ 災害等への対応力の向上

頻発化・激甚化する自然災害を見据え、災害廃棄物処理体制の強化や関係機関との連携を推進し、迅速な復旧・復興を支える対応力を高めます。

⑧ 効果的な普及啓発と環境学習の充実

デジタル技術や多様な媒体を活用した情報発信を強化するとともに、区民・事業者の行動変容につながる環境学習・普及啓発を推進します。

6　数値目標の再設定

前期計画に掲げた 12 の数値目標に関し、MINATO ビジョンに掲げる３つの数値目標を中心に据え、その他の数値目標を、各取組の目標達成に向けた進捗を測る「取組指標」とします。また、資源化やごみ減量の実態を把握しやすくするため、一部の項目を統合・見直しを図るとともに、現状を踏まえながら、各取組を着実に実行することで達成できる数値となるよう、目標・指標数値を再設定します。

前期計画に記載の「区収集可燃ごみ量」は「数値目標①区民一人当たりごみ量」、「資源回収量」は「数値目標②資源化率」の中で算出することで統合し、「資源とごみの分別状況（意識）」については、数値目標が達成されたことから、今後は「取組指標②可燃ごみへの資源混入割合」で状況確認することとします。

【数値目標】

①区民一人当たりのごみ量
②資源化率
③持込ごみ量（事業系ごみ量）

【取組指標】

①総排出量
②可燃ごみへの資源混入割合
③食品ロス発生量
④プラスチック排出量
⑤集団回収による資源回収量
⑥大規模建築物（延床面積 1,000 ㎡以上）の再利用計画書※上の資源化率
⑦温室効果ガス排出量

7　計画の構成及び検討体制等

(1) 計画の構成

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）は、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理等を定める「ごみ処理基本計画」と、し尿、汚泥及び生活雑排水の処理・処分を定める「生活排水処理基本計画」により構成します。

計画中に区の地域の特性に応じた食品ロスの削減の取組を掲げ、当該部分を食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「港区食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

(2) 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます

(3) 検討体制

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる組織で構成する港区環境調整委員会等において、計画の内容を検討します。

(4) 区民意見反映のための方策

令和７年度に区民及び事業者を対象に実施した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）の改定等に係る基礎調査」の結果等を十分に踏まえて計画を策定します。また、より広範な意見を反映するため、計画素案についての区民意見募集及び説明会を実施します。

8　スケジュール（予定）

令和８年	９月	港区環境調整委員会　素案審議
	10 月	港区環境審議会　素案審議

庁議　素案確定

11月　港区議会へ報告

12月　区民意見募集及び説明会の実施

令和９年　１～２月　港区環境調整委員会　計画案審議

２月　計画確定

港区議会へ報告

３月　港区環境審議会へ計画策定報告

■用語解説

用語	意味
イベント回収	区のイベントなどに合わせて実施する資源回収
仮置場	災害廃棄物を一時的に集積・保管する場所
家庭ごみ	家庭の日常生活から排出されるごみ
拠点回収	公共施設等に回収ボックスを設置して行う資源回収
再利用計画書	一定規模以上の事業用建築物に対し、廃棄物の減量・資源化の計画を示す書類
災害廃棄物	地震や風水害などの災害によって発生する廃棄物
３Ｒ	Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の総称
資源化率	資源回収量を区収集ごみ量と資源回収量の合計で除して得られる割合
資源効率性	限られた資源からより多くの価値を生み出し、資源の消費量を抑える考え方
資源循環	製品や資源をできるだけ長く活用し、再使用・再生利用すること
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみ
自己処理責任	事業者が自ら排出した廃棄物を適正に処理する責任
集団回収	町会・自治会、PTA、マンション管理組合などが自主的に行う資源回収活動
循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用を進めることで、天然資源の消費を抑え環境負荷を低減する社会
循環利用率	使用した資源のうち、再利用・再生利用された資源の割合

静脈分野	廃棄物の回収、リサイクル、処理など、使用後の製品を扱う分野
製品プラスチック	容器包装プラスチック以外のプラスチック使用製品のこと（文房具、おもちゃ、バケツ、ハンガー、歯ブラシ等）
食べきり協力店	小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと。区内には約 300 店の登録店がある。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品
厨芥類（ちゅうかいるい）	生ごみなどの食べ残しや調理くず
排出実態調査	資源・ごみの組成や排出状況を把握するために実施する調査
排出者責任	ごみを出した者が適正に処理する責任を負うという考え方
ピックアップ回収	粗大ごみや不燃ごみから資源を選別し回収する方法
フードドライブ	家庭等で余った食品を回収し、必要とする団体等へ提供する取組
ふれあい指導	清掃事務所職員が集積所の適正利用や分別方法を指導する取組
未利用食品	使用・消費されずに捨てられる食品
持込ごみ	事業者が、自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬し、処理施設に搬入する事業系ごみ
容器包装プラスチック	商品の容器や包装として使用されたプラスチックのこと（食品トレイ、カップ類、プラスチック製ボトル、レジ袋、包装フィルム等）
リチウムイオン電池	スマートフォンやモバイルバッテリー等に使用される充電式電池。破損や誤排出により火災の原因となる場合がある